

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

※ 整理番号

※通算グループ整理番号

稅務署受付印

 令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納 税 地	〒 電話() -
	☐ 通算親法人が提出する場合	(フリガナ) 法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため。

自令和 年 月 日

事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで

至令和 年 月 日

提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。

記

申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 ☐ 申告期限を1月（通算法人にあつては、2月）延長したい場合 ☐ 申告期限の延長及び2月（通算法人にあつては、3月）以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数（ ）		根拠条文	☐ 法人税法第75条の2第1項柱書（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。） ☐ 法人税法第75条の2第1項第1号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。） ☐ 法人税法第75条の2第1項第2号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。） ☐ 法人税法第75条の2第2項（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）
	(2) 申告期限が1月（通算法人にあつては、2月）延長されている法人 ☐ 2月（通算法人にあつては、3月）以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数（ ）			
	(3) 2月（通算法人にあつては、3月）以上の延長月数の指定を受けている法人 ☐ 延長月数の指定の取消しを受け、1月（通算法人にあつては、2月）延長としたい場合 取消し前の月数（ ） ☐ 2月（通算法人にあつては、3月）以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数（ ）に変更したい場合 変更後の月数（ ）			
	各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由			
その他参考となるべき事項	書添付等	1 定款等の写し 2 その他		

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		番号		入 力		名簿 等		通信日付印	確認
	回付先	☐ 親 署 → 子 署 ・ ☐ 親 署 → 調 査 課										年 月 日		

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - ① 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ② 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ③ 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ④ 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑤ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑥ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合
 - ⑦ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑧ ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。
- 2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 - (1) 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）
 - (2) 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。

また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。
 - (2) 申請本文の

申請本文の	自令和	年	月	日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書
	至令和	年	月	日	

 について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、

自令和	年	月	日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書	と読み替えて記載し

 してください。
 - (3) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあって」を「連結事業年度」と読み替えて記載してください。

また、2月以上（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。

(注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。
 - (4) 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税

の額の計算を了することができない理由」欄と読み替えて上記1の①、③から⑤まで又は⑦に掲げる理由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。

- (5) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「法人税法第75条の2第1項柱書（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項柱書」と、「法人税法第75条の2第1項第1号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項第1号」と、「法人税法第75条の2第1項第2号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項第2号」と、「法人税法第75条の2第2項（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第2項」と、それぞれ読み替えてください。

- (6) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。

- (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

- 2 通算法人が申告期限の延長の特例の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。

- 3 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

- 4 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

- 5 令和2年旧法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められていた連結親法人がグループ通算制度へ移行した場合は、改めて「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出しなくても、法人税法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長の特例の効力は、移行されて通算親法人となった法人及び当該通算親法人による通算完全支配関係がある全ての通算子法人に認められます。

- 6 連結親法人がこの申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限についても延長されたものとみなされます。

- 7 令和2年旧法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、令和2年旧法人税法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

- 8 申告期限の延長の特例を受けている連結グループから離脱した際に、離脱した法人が令和2年旧法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を離脱日の前日の属する事業年度後の事業年度において受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

- 9 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、令和2年旧法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。